

子ども・子育て新システム

保育学習会

政府の「子ども・子育て新システム検討会議」は6月25日の第2回
会合で「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を公表し、6
月29日、全閣僚で構成する少子化社会対策会議において、これを確
認しました。今後、詳細の検討をすすめる。2017年の通常国会に法案を
提出し、2018年度の新制度の施行をめざすとしています。

新システムは、①子ども・子育て支援に関わる体制と財源の一元化
②基礎自治体(市町村)による自由な給付設計③幼稚園・保育所の
「子ども園」への一体化④多様な保育サービスの提供などを実現する
としています。しかし新システムの本質は、憲法第25条、児童福祉法
第24条、第24条等が定める国や自治体の保育に対する責任を後退
させる、保育の「産業化」にあるといえ、すべての子どもに権利として
保障されるべき福祉としての保育(公的保育制度)解体の方向を改
めて示したということが出来ます。

よりよい保育の実現を求める国民の願いとは逆行する「子ども子
育て新システム」の問題点と、私たちが求める保育・保育制度について
明らかにするために、保育水準の切り下げや地域格差を生み出すよ
うな制度「改革」ではなく、必要とするすべての子どもたちにゆきとど
いた保育が保障されるよう、国・自治体が責任をもつて保育施策の拡
充を図り、必要な財源を確保することが求められています。

講師 逆井 直紀氏

(保育研究所常務理事)

日時

二〇一〇年九月十七日(金)

開場 / 午後六時

開会 / 午後六時三十分

会場 / 仙台市シルバーセンター

第二研修室

資料代 / 五〇〇円

主催 / 宮城県保育関係団体連絡会

公立保育所民営化を考える会

お問い合わせ先 / TEL 221-9350 / FAX 261-9354

